

本日の会議に付した案件

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査（憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として））

（略）

○会長（中曽根弘文君） 進藤金日子君。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子です。

私からは、参議院議員の選挙区の合区問題を中心に意見を述べたいと思います。

本件につきましては、本年 5 月 18 日開催の第 208 回国会参議院憲法審査会でも憲法審査会事務局長と法制局長から説明を聴取して意見交換がなされ、また 6 月 8 日には参考人質疑がなされております。



合区問題の検討に当たっては、まずは合区された県の状況がどうなっているのか、これを丁寧に見ていくことが大切だというふうに思います。これまでも、鳥取県、島

根県、徳島県、高知県の有権者の声等が意見交換の中でも取り上げられておりますけれども、私はいま一度、客観的に投票率がどのようになっているかということ、これについて含めて議論を深めるべきだというふうに考えております。

先ほど加賀谷参議院憲法審査会事務局長からも御説明があったところでございますけれども、このまず合区制度が導入された参議院の通常選挙は、平成 28 年 7 月に実施された第 24 回以降の選挙であります。そして、25 回、26 回選挙と合区制度の下で 3 回選挙が実施されているわけでありまして。この 3 回の投票率を見れば、合区対象四県の平均投票率、約 49.9%でございます。全国平均の投票率が 51.8%でありますので、約 2.0 ポイント下回っているわけでありまして。他方、合区がなされなかった直近 3 回、つまり第 21 回、第 22 回、第 23 回の通常選挙の投票率を見れば、合区対象四県の平均が約 60.8%であります。そして、全国平均約 56.4%。約 4.4%、4.4 ポイント上回っている状況なわけでありまして。

合区制度導入を境にした各 3 回の通常選挙の平均投票率を比較すれば、全国平均で約 4.6 ポイント下がったのに対して、合区対象四県の平均は約 10.9 ポイント下がっているわけでありまして。つまり、合区制度が合区対象四県の投票率を著しく下げた大きな要因の一つであると私は言えると考えております。

民主主義にとって極めて重要な要素である選挙において、合区制度の導入によって有権者の政治参加が結果として阻害されるということはゆゆしき問題であり、早急に合区を解消すべきことは明らかだと考えております。

合区制度導入の契機になったのは、先ほど川崎参議院法制

局長からの御説明にもありましたけれども、最高裁平成 24 年判決が昭和 58 年判決の考え方を変更して、参議院の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出し難いとして、都道府県を参議院の選挙区単位とする憲法上の要請はなく、投票価値の平等との関係からは都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組み自体を見直すことが必要になると、こうしたことであるということでありまして。

こうしたことから、合区解消に当たっては、平成 24 年判決に示された都道府県を参議院の選挙区単位とする憲法上の要請について、まさに憲法において明確にすること、つまり憲法第 47 条の改正が不可欠であることが明白であると私は考えております。この際、47 条を改正する場合には、併せて第 92 条を改正して、都道府県に相当する広域の地方公共団体についても明確に憲法に位置付けるべきと考えております。

なお、私、全国を回って感じますのは、憲法を改正すべきと主張している方々でも、9 条の改正があるから実態として憲法改正困難じゃないかという意見も聞かれるわけでありまして。憲法改正案は内容において関連する事項ごとに提案されて、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることになるということが案外これ国民に理解されていません。こうしたことにつきましてもしっかりと広報した上で、合区解消を図るための憲法改正を行うべきというのが私の意見でございます。

以上でございます。